

# 会津若松市大規模盛土造成地マップ

## 事業の背景

平成30年度北海道胆振東部地震では、多くの宅地被害が大規模盛土造成地で発生したことから緊急対策では、大規模盛土造成地の存在を明らかにし、擁壁や公共施設に変状があった場合には、地震発生時に盛土が滑動崩壊する可能性があることを含めて対策を検討することができるよう、大規模盛土造成地マップ(盛土造成地マップ)の作成・公表と大規模盛土造成地の造成年代調査に取り組むものです。

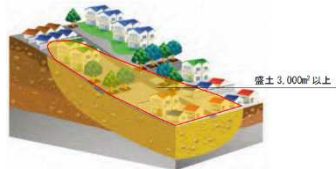
このマップは市民の皆様が大規模盛土造成地の存在を把握し、今後の地震に対する防災意識を高めていただくことを目的として、作成・公表するものです。

## 大規模盛土造成地とは

盛土造成地のうち以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。

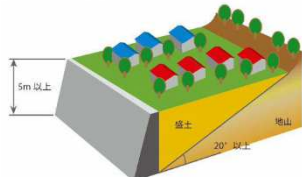
### 【谷埋め型大規模盛土造成地】

谷や沢を埋めた面積が3,000㎡以上の盛土造成地



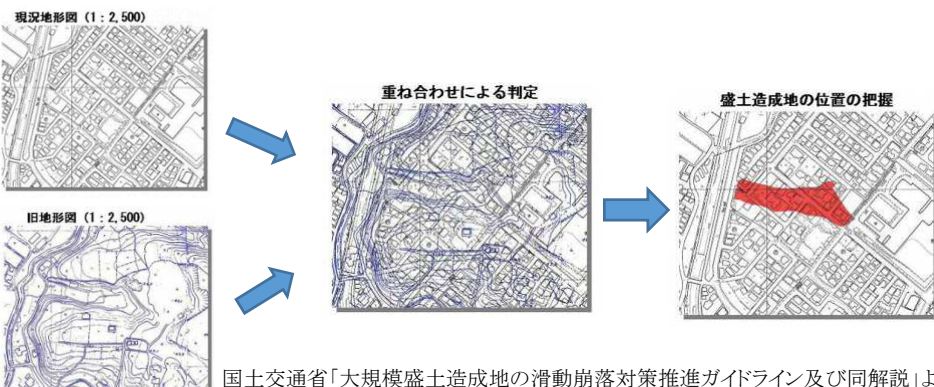
### 【腹付け型大規模盛土造成地】

傾斜地に盛土した、造成前の地盤の傾斜が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の盛土造成地



国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より

## 大規模盛土造成地マップの作成方法



## 大規模盛土造成地に関する Q&A

### Q1.なぜ大規模盛土造成地マップを公表するのですか？

A1.大規模盛土造成地マップの公表は、市内にある大規模盛土造成地の位置や規模を示すことで、大規模盛土造成地は身近に存在するものであることを皆様に知っていただくことを目的としています。

### Q2.マップに示されている「大規模盛土造成地」は危険ということですか？

A2.大規模盛土造成地マップに表示した大規模盛土造成地は、造成する前と造成した後の地形図を重ね合わせ抽出したおおむねの位置、規模及び種類を把握したものであり、地震時等にただちに危険であるということではありません。

### Q3.宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策を講じなければなりませんか？

A3.このマップは、危険な箇所を示したものではありませんので、大規模盛土造成地であることをもって対策が求められるものではありませんが、盛土造成地であることを認識し、日頃から地盤や擁壁に関心をお持ちいただきたいと考えています。

### Q4.大規模盛土造成地に自分の敷地が入っていますが、今後、土地の開発や建物の建築の際に何か特別な手続きが必要となりますか？

A4.大規模盛土造成地に敷地が入っていても、特別な手続きが必要になることはありません。また、建築や造成宅地開発の場合でも、特別な手続きが加わることはありません。

### Q5.土地等売買の際に、大規模盛土造成地に入っているかどうかを、重要事項説明書に記載する必要がありますか？

A5.大規模盛土造成地について、重要事項説明書に必ずしも記載すべきものではありません。

## 【宅地耐震化に関するホームページ】

宅地防災／国土交通省

URL:<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

## 【お問い合わせ先】(令和3年4月1日)



会津若松市 建設部 開発管理課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

電話:0242-39-1266 FAX:0242-39-1452

URL:<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>